

休暇集落の成立過程

恩田裕

(一) 緒言

その創立期から、三島通良を学校医並びに顧問として招聘して¹⁾、学校保健衛生を重要視してきた成城小学校では、創設趣意書第二項²⁾において「自然と親しむ教育」として、「児童固有の心身発育の過程を重んじ、なるべく児童をして遠き祖先の原始的生活を繰返さすことによって、心身の健全なる発達を図ります」³⁾と述べて、校外教育にも積極的に取り組む姿勢を示していた⁴⁾。

この所謂校外教育は、戦争で一時中断されていたが、1949年（昭和24年）には「夏の学校」⁵⁾として、新しい教育理念の下に再生が図られている。

その募集要項の前文⁶⁾には、「自然に親しむ教育、心情の教育、生活の協同化、ということは、私共の学校の目ざしている五つのスローガンの中にうたわれている一部であります」として、「選ばれた自然、原始のままにねむる山や海をゆり起こし、さんさんたる太陽、澄みきった空気、厳肅素朴な大自然の中で子どもたちと共に起き、そのとき、その場所ではじめて意義のある学習と作業、父母の膝下をはなれ、共に祈り共に寝る師弟一如の生活、それらは平常の学校生活ではどうしても到達できないところであり、又、思いつつ行きとどかなかった個性の観察、個別的な生活指導と訓練の又とない機会となり、道場となるのであります」と夏の学校の考え方や校外教育の意義を高らかに述べている。

「自然と親しむ教育」、「ふれあいの教育」、「健康の教育」、「社会・自然認識の教育」、「自立心を育てる教育」とは、これまで同校が掲げてきた校外教育の五つの目標だが⁷⁾、その課題と展望については、以下のような極

めて厳しい認識を示して、この目標達成のための手段が尽くされていない、或いは尽くすことができないことを明らかにしているのである。

それは、校外教育は現代の社会的変革に即応した新たな目的論及び方法論を構築すべきである、とした提言に表れている⁹⁾。

論者は言う⁹⁾。

自然環境や社会の変貌が、校外教育の実施上の障害となっていることは事実であるが、「校外教育は昔からレクリエーション的な意味合いの強い行事であったから、一過性の教育になりやすく、目的論も方法論も社会の変化に対応しないまま、なんとなく継承されてきたようにおもう」と述べて、校外教育の曖昧さや惰性的な部分を排除しなければ、学力重視の傾向の強まる学校教育のなかで、次第々々に校外教育が軽視されるようになる、と警鐘を鳴らすのである。

そして、先に掲げた同校の校外教育の目標の一つ一つについて検証するのであるが、一例を挙げれば次のようなことである。

目的地を選定する場合には、本来的にはその目的論に見合った土地を探すことが重要であるにもかかわらず、交通機関や居住条件が第一条件となって、最も重要な児童に見合った自然環境に対する配慮が後回しとならざるを得ない現実を直視すべきと指摘し、だからといって本当の自然環境が存在しなくなった現代社会の変容を認めないと訳にはいかないと、その葛藤と苦衷を縷々述べるのである¹⁰⁾。

又、よしんば自然環境を開発したとしても、自然と人間の交わり方に対する方法論を創りださなければならないのに、学校生活の多忙さが優先して、十分な事前の調査研究ができにくいとして、「人間はいうまでもなく自然や人間をとりまく生活環境と密接に交流しながら成長していくものだから、今こそ校外教育の意義を再確認し、教育の質的転換を含めて、あらたな構想を立てていく必要がある」と締め括っている¹¹⁾。

この曖昧さとマンネリズムを引きずった校外教育という指摘に応えるためには、まず原初的な目的論及び方法論を明確にする必要があるとするのが、本論の立場である。

大正及び昭和前期普通教育における体育科の教授内容は、体操・遊戯・競技・教練の総体とは言え、極めて限られた範囲の教材を用いることしか出来なかつた。それは学校体操教授要目の内容からも類推できるものである。

従つて、学校体育の現場におけるその実際的な教育方法は、施設・用具等が完備していなかつたことを理由の一つとして、極めて硬直的・束縛的・強圧的な集団指導が主体とならざるを得なかつた¹²⁾。

その反省に立つて、児童が自然の環境或いは教師の誘導によって、求心的な止むに止まれぬ運動欲求が喚起されることを求める教育主張が、澎湃として沸き起こってきたのは極めて自然なことである。

その結果、児童に内在する自然の欲求を引き出すことが、体育科教育の真の目的であるとする主張と、国策的な目的に主導された児童の保健衛生面に対する危機感とが相俟つて、その環境的配慮を最優先させながら、更に発展的な過程をたどることによって、休暇集落を始めとする課外体育活動が盛んになったものと考えられる。

それは、児童の発育発達には、積極的な体育運動と衛生養護の両者が相関しあつて、その実績が挙がるものであるとする考え方から¹³⁾、この両者を一致融合させて、教育的に科学的に、個々の児童の生活に適合させる方策が模索された結果である。

家庭と学校は、有意的に児童の身体を発育発達させるよう努力し、その状況に応じて保健衛生の方策を講ずべし、とした小学校令の精神が¹⁴⁾、その時代的背景の下では、国民教育の基礎は児童の身体的発育を基盤として構築すべきである、とするまでに肥大化した思潮になつたとしても、それを社会的に許容できる素地が形成されていたものと思われる。

1913年（大正2年）の学校体操教授要目は、明らかに体操を過重視したもので、技術至上主義・形式主義と言われる、型にはめることによって目的を達成しようとする授業形態がとられることが多かつた¹⁵⁾。

その反動として、体操教授の技術至上主義的傾向は、児童に不能且つ不適切な運動を強いるものであり、授業形態は受動的・形式的になりがち

で、児童自然の活動性を阻害し、自発的精神を圧迫し、興味を滅殺する憂いがあるとして、遊戯・競技の実行を盛んにしようとする、所謂遊戯・競技至上主義が台頭してきたのは、極めて自然なことである。

前稿¹⁶⁾でも述べたごとく、体操教授は、その教授方法が拙劣であれば、本来的な目的から逸脱して形式的に陥る性向がある¹⁷⁾。それは一に体育科教育の問題に止まらず教育そのものの価値にまで波及するものである。

真行寺朗生は、「さればわれわれは體操至上論者でなくて、遊戯・競技を課すること、又自發的・自由的であって人間としての運動としては本能的であり、自然的な遊戯・競技を課することは、現代社会の趨勢から見て最も重要な事であると考へている」と言う¹⁸⁾。

従って、本稿ではその周辺を包括的に論議の対象とし、その先駆的な業績が如何なる体育観から生起したかを含めて、若干の資料を基にして論議することにする。

1926年（大正15年）の改正学校体操教授要目では、1913年（大正2年）に制定された学校体操教授要目の、明らかに体操を過重視し、体操科教授が技術至上主義や形式主義に偏向する素因を形成したことの反省に立って、大幅に遊戯・競技を教材として採択し、運動を通して精神的訓育を志したが、課外体育運動に迄は踏み込んでいなかった¹⁹⁾。

1936年（昭和11年）、文部省令第5号並びに訓令第18号によって、学校体操教授要目が改正され、課外体育運動奨励の意図が示された²⁰⁾。

即ち、「體操科教授時間外に於いて行なふ諸運動に就いては、十分なる計画の下に実施せしめ其指導監督に留意するを要す」²¹⁾として、「體操科に於いては體育運動の必要を自覺せしめ不斷に之を行ふの習慣を養成せすことを要す」²²⁾と述べ、「體操科教授時間外に於いて行なふ諸運動」として各種の現代的に言う運動競技を示しており、正課時間外の体育的活動に注意を払うべき旨を強調すると同時に、「身體の健全なる発達を期し、人格を陶冶するに於いて遺憾なきを期せらるべし」²³⁾として、技術至上主義を排して人物養成に主眼を置くと共に、児童の全生活の何れの時、何れの場所においても体育的な生活が営まれ、加えて保健衛生の実際的な訓育が個々

の素質と環境に呼応したときに、初めて学校体育の目的が達成できるとする理念が示されたものとして評価できるが、これに関する論議は別稿に継続して行なう予定である。

尚、ここで言う課外体育運動を、資料²⁴⁾にしたがって具体的に示せば以下の通りである。

遠足または校外教授

野外演習

修学旅行

運動競技（剣道・柔道・相撲・蹴球・野球・庭球・籠球・排球・避球・卓球・スキー・スケート・水泳・弓道・薙刀・陸上競技等）

運動会

早起き会

ラヂオ体操の会

運動場の開放（遊戯具の使用及び自由遊戯）

団体的作業（鎮守社の礼拝清掃・動植物の採集・写生会・手工作業・踊り等）

林間学校

臨海学校

高山学園（登山）

学校プール

体育デー

健康週間

- 1) 成城学園五十周年史編集委員会編集,『成城学園五十年』,48頁,昭和42年。
- 2) 前掲書,創設趣意,二 自然に親しむ教育 付 健康不撓の教育,7-9頁。
- 3) 前掲書,8頁。
- 4) 成城学園六十年史編集委員会編集,「校外教育」の新しい試み,『成城学園六十年』,439-487頁,昭和52年。
- 5) 成城学園初等学校生活部編著,校外教育のめざしてきたもの,『成城の校外教育』,成城学園初等学校研究双書48頁,10頁,昭和59年。
- 6) 前掲書。

- 7) 前掲書, 校外教育の目標, 11-14頁。
- 8) 前掲書, 校外教育の課題と展望, 149-152頁。
- 9) 大森哲夫, その外にも以下の優れた校外教育に関する論考がある。初等科における校外教育の課題, 「成城教育」, 第16号, 152-161頁, 昭和50年。校外教育を考え直すための三年海の学校, 「成城だより」, 第63号, 昭和48年。体験する修学旅行一木曾路をゆく小学生, 「成城だより」, 第66号, 昭和50年。
- 10) 成城学園初等学校生活部編著, 前掲書, 149頁。
- 11) 前掲書, 152頁。
- 12) 恩田 裕, 真行寺朗生の体育思想, 成城法学「教養論集」, 第8号, 69-72頁, 平成2年。
- 13) 前掲書, 85頁。
- 14) 野田義夫, 第二章普通教育, 『明治教育史』, 169-170頁, 昭和56年。
- 15) 斎藤薰雄・山田義郎, 體育の眞の概念, 『施設経営課外體育運動の実際』, 2-3頁, 昭和12年。
- 16) 恩田 裕, 雑誌「學校體育」について, 成城法学「教養論集」, 第11号, 31-32頁, 平成6年。
- 17) 前掲書。
- 18) 真行寺朗生, 現代學校體育の施設及び情勢, 『學校課外體育要義』, 34頁, 大正15年。
- 19) 恩田 裕, 真行寺朗生の体育思想, 前掲書, 87頁。
- 20) 斎藤薰雄・山田義郎, 序, 前掲書, 1-4頁。
- 21) 前掲書。
- 22) 前掲書。
- 23) 前掲書。
- 24) 前掲書, 2-9頁。

(二) 休暇集落の沿革

1872年（明治5年），学制が布かれて各種の学校が文部省の管轄下におかれ，単一化された学校制度が発足した。以後，教育令を経て学校令の公布に至って，わが国の教育制度が確立されたことは周知の通りである¹⁾。

特に，1890年（明治23年）の改正小学校令第1条²⁾において，「小学校ハ児童身体ノ発達ニ留意シテ道徳教育及国民教育ノ基礎並其生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」³⁾と定めて，国民教育としての性格を強めた小学校教育の目的が明示されたことは，以後の学校体育並びに

学校衛生の在り方に対して、大きな影響を与えたものとして評価しなければならない。

1891年（明治24年）に制定された小学校教則大綱⁴⁾は、小学校で教授すべき各教科の範囲や程度を定めたものとして知られているが、体操科に関しては以下の通りである。

「体操ハ身体ノ成長ヲ均齊ニシテ健康ナラシメ精神ヲ快活ニシテ剛毅ナラシメ兼ネテ規律ヲ守ルノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小学校ニ於イテハ最初適宜ノ遊戯ヲナサシメ漸ク普通体操ヲ加へ男児ニハ便宜主兵式体操ノ一部ヲ授クヘシ

高等小学校ニ於イテハ男児ニハ主トシテ兵式体操ヲ授ケ女児ニハ普通体操若シクハ遊戯ヲ授クヘシ

土地ノ情況ニヨリテハ体操ノ教授時間ノ一部若シクハ教授時間ノ外ニオイテ適宜ノ戸外運動ヲナサシメ又夏季ニオイテハ水泳ヲ授ケルコトアルヘン

体操ノ教授ニヨリテ習成シタル姿勢ハ常ニ之ヲ保タシメソコトヲ要ス」⁵⁾。

岸野等は、「体操ノ教授時間ノ一部若シクハ教授時間ノ外ニオイテ適宜ノ戸外運動ヲナサシメ」とした条文には、課外スポーツ奨励の意図をうかがうことが出来ると述べているが⁶⁾、本稿において、その法令の示すところが、実際的な課外体育運動として盛んに行なわれるようになった事実を検証することはできなかったが、その視点の多くは、児童の保健衛生に対して重点的に注がれていたものと思われる。

1894年（明治27年）、文部大臣・井上毅は「小学校ニ於ケル體育及衛生」⁷⁾として知られる著名な訓令を発して、知育偏重の弊に対する警鐘と共に、児童生徒の健康状態が緊急且つ重要な現実的課題となっていることを示した。これは、当時の学校が児童生徒の健康状態に対しての慎重な配慮を欠いていたことを如実に示しており、単に訓令としての意味合いだけではなく、学校教育制度の変革にも匹敵するものとして高く評価するものも多い。

これを受けて文部省は、以後多くの法令・通達を発して⁸⁾、体育・衛生に関する方面的充実を指示しており、その総数は1896年-1926年の間に、

『明治以降教育制度発達史』⁹⁾ から抜粋するだけで、四十八の訓令・法令にも及んでいる。

これらの夥しい体育・衛生に関する法令・通達等は、当時の学校教育が知育に偏りすぎて、児童生徒は学習授業の負担加重に喘ぎ、体格貧弱・身体虚弱・病弱児童が多かったことに対して、国家として積極的な打開策を早急に講ずる必要があったものとして理解できるのであるが、その内容は余りにも些末的で、学童の発育発達に関して抜本的な解決策が示されるることはなかった。

又、学校体育の現場では、その方向性を所謂体格長大主義として認識し、体格の劣等を補正することが児童の健康保持に直結するとした捉え方が一般的であった。事実、児童の体格的な劣位は、諸外国との比較は別にしても、その後の目覚ましい発育ぶりを見ると、当時の学校体育現場が長大主義に傾き過ぎたことも理解できるのである。

以下に示すのは、1920年（大正9年）、文部省が省令第16号の学生生徒児童身体検査規程第4条第1項第5号に依って発育概評決定標準を定め¹⁰⁾、1927年（昭和2年）に改訂した体格指標及び1992年（平成4年）の学校保健統計調査¹¹⁾の結果を、その比較を目的として一つに作表したものである。

1920年（大正9年）及び1927年（昭和2年）については、身長・体重及び身長を以って体重を除した商の値（当該表から削除してある）の三項の何れかが、当該年令より一年年長の標準値以上の者を甲、一年年少の標準値以上の者を乙とし、乙以下の者を丙とするよう定めてあり、この丙のランクに該当する児童生徒を、身体虚弱児として区別していた。

尚、1920年（大正9年）分は尺貫法で示されていたのでメートル法に直し、小数点以下二桁目は四捨五入して示してある。

また、太字は参考までに最大の年間成長値・増加値を示したものである。

この表から、現在は男女共に各年令間の身長差・体重差は、次第に若年層において大きくなり、その増加傾向は男子が11歳から13歳、女子は9歳から12歳の間に最大の発育を示すように移行してきていることが判る。

休暇集落の成立過程

男 子						
年令	平均身長及び年間平均成長値(cm)			平均体重及び年間平均増加値(kg)		
	大正 9年	昭和 2年	平成 4年	大正 9年	昭和 2年	平成 4年
6年	— —	102.7 —	116.8 —	— —	16.0 —	21.6 —
7年	105.6	106.7 +4.0	122.5 +5.7	17.5 —	17.5 +1.5	24.2 +2.6
8年	110.1 +4.5	111.2 +4.5	128.1 +5.6	19.2 +1.8	19.2 +1.8	27.2 +3.0
9年	114.6 +4.5	115.8 +4.6	133.5 +5.4	21.0 +1.8	21.0 +1.8	30.6 +3.4
10年	119.1 +4.5	120.3 +4.5	138.7 +5.2	22.9 +1.9	22.9 +1.9	34.2 +3.6
11年	123.6 +4.5	124.9 +4.6	144.6 +5.9	24.9 +2.0	24.9 +2.0	38.2 +4.0
12年	127.5 +3.9	128.8 +3.9	151.9 +7.3	27.1 +2.2	27.1 +2.2	44.0 +5.8
13年	132.3 +4.8	133.6 +4.8	159.3 +7.4	29.9 +2.8	29.9 +2.8	49.4 +5.4
14年	138.0 +5.7	139.4 +5.8	165.0 +5.7	33.6 +3.7	33.6 +4.6	54.7 +5.3
15年	144.9 +6.9	146.4 +7.0	168.2 +3.2	38.7 +5.1	38.7 +6.3	59.3 +4.6
16年	151.2 +6.3	152.7 +6.3	170.0 +1.8	44.5 +5.8	44.5 +5.8	61.4 +2.1
17年	155.4 +4.2	157.0 +4.3	170.7 +0.7	48.2 +3.7	48.2 +3.7	62.8 +1.4
18年	157.5 +2.1	159.1 +2.1	— —	50.7 +2.5	50.7 +2.5	— —
19年	158.7 +1.2	160.3 +1.2	— —	52.6 +1.9	52.6 +1.9	— —

女 子						
年令	平均身長及び年間平均成長値(cm)			平均体重及び年間平均増加値(kg)		
	大正 9年	昭和 2年	平成 4年	大正 9年	昭和 2年	平成 4年
6年	— —	101.5 —	115.9 —	— —	15.4 —	21.1 —
7年	104.1 —	105.5 +4.0	121.7 +5.8	16.9 —	16.9 +1.5	23.6 +2.5
8年	108.6 +4.5	109.7 +4.2	127.4 +5.7	18.4 +1.5	18.4 +1.5	26.6 +3.0
9年	113.1 +4.5	114.2 +4.5	133.2 +5.8	20.2 +1.8	20.2 +1.8	30.1 +3.5
10年	117.6 +4.5	118.8 +4.6	139.8 +6.6	22.1 +1.9	22.1 +1.9	34.2 +4.1
11年	122.4 +4.8	123.6 +4.8	146.4 +6.6	24.3 +2.2	24.3 +2.2	39.1 +4.9
12年	127.2 +4.8	128.5 +4.9	151.7 +5.3	27.0 +3.7	27.0 +3.7	44.3 +5.2
13年	133.8 +6.6	135.2 +4.7	155.0 +3.3	30.8 +3.8	30.8 +3.8	47.8 +3.5
14年	138.0 +4.2	139.4 +4.2	156.6 +1.6	34.7 +3.9	34.7 +3.9	50.5 +2.7
15年	142.5 +4.5	143.9 +4.5	157.2 +0.6	39.0 +4.3	39.0 +4.3	52.2 +1.7
16年	145.2 +2.7	146.7 +2.8	157.8 +0.6	42.7 +3.7	42.7 +3.7	53.0 +0.8
17年	146.4 +1.2	147.9 +1.2	157.9 +0.1	45.1 +2.4	45.1 +2.4	52.9 -0.1

1920年（大正9年）の18歳男女の体格指標値は、現在の12-13歳の値にしか達していなかったのである。勿論、将来的な予測値や潜在的な発育能力が明確に把握されていたのではない。当時は諸外国との各種の指標比較において判断されたことであるから、その指標値の懸隔は更に大きなものであったと考えられる。

寺田は、「我邦の小學生徒を以て獨逸國の小學生徒に比すれば其體格の劣れること身長に於ては男兒平均一寸九分（5.8cm）女兒平均一寸八分（5.5cm）短く體重に於ては男兒平均五百三十四匁（2002g）女兒平均五百八十七匁（2201g）軽きを觀るなり」¹²⁾として、これらは一部の調査結果に基づいた比較であり、人種や気候風土の差異にもよるが、我が国の小学生の体格的劣等を窺うことができる数値であるとしている。

これらのことと総合すると、本論が主題としている大正期においては、初等教育の段階での児童の発育情況に、国民的関心が高まっていた理由を理解することができよう。

又、明治の終わりから大正期にかけての結核の死亡率は、人口1万に対して21前後の高率を示しており¹³⁾、その他トラホーム等の眼病、脊椎弯曲等が多く報告されている¹⁴⁾ことなどから、約3パーセント前後の丙ランクの身体虚弱児童¹⁵⁾の養護に対して、国家として確たる方針や具体策を講ずる必要に迫られていたものと思われる。

『学校保健百年史』では、1850年代からデンマーク・スイスなどで実施されていた身体虚弱児童の健康増進に効果的なコロニーの施策がわが国にも伝わって、新鮮な自然環境のもとで短期間に集約的に行なわれ、やがてその一部が開放学級や林間学校として永続的な施設に発展したと伝えており¹⁶⁾、わが国で最初の休暇集落は、1907年（明治40年）私立精華小学校の児童を対象として、鎌倉において実施されたものであるが、これは身体虚弱児のみを対象としたものではなかったと述べている¹⁷⁾。

又、真行寺は、林間学校の沿革について、以下の大意のような見解を述べている¹⁸⁾。

休暇集落の成立過程

林間学校が世界で最初に設立されたのはドイツである。1881年ベルリン医科大学のバギンスキイ氏の創設したもので、特に顕著な疾病はないけれども、慢性的な疾病を有する児童や、普通の児童と共に授業を受けさせるにはやや不適当な児童のために、自然環境の優れた地を選んで保養と授業の併合を意図したものである。

1904年にはノイフェル氏（シャーロッテンブルヒ市の学務課長）の唱導によつてワルドシューレ（露天療養学校）が設立された。これは学力身体共に他に劣る児童の身体を詳細に検査した結果、腺病質その他の病弱児が多数を占めていることに気付き、その養護を意図して森林中に小屋を作り、課業は少なくして出来る限り自由な生活をおくらせることによって、心身の円満な発達を図ったものである。この教育的効果がめざましく喧伝され、全国的な展開に至ったもので、わが国においては、大正6年神奈川県茅ヶ崎に日本白十字会によって常設の林間学校が設立されたものを嚆矢として、夏季のみの林間学校の試みが暫時増加するに至ったことは薄弱なる児童の救済に慶賀すべきことであるとする見解を示している¹⁹⁾。

長田は、林間学校という現代的な教育施設がわが国に紹介されてから7、8年経過したが、林間学校としての実際的施設は殆どないと述べ、僅かに亀島・石原等の浜寺常設林間学校とアルプスの成城学園常設林間学校とが「林間学校史上特筆すべき二大事項」として評価している²⁰⁾。

当初、林間学校と言う語は、虚弱児童を養護するための、制度的に認知された常設の学校を対象として用いられたものと思われる。又、休暇集落（休暇聚落）—Ferienkolonie と言う語は、全集落—Vollkolonie と、半集落—Halbcolonie に三分され、全集落とは宿泊を伴うものであり、半集落とは自宅から通いで参加する休暇中の特別教育活動を意味していた²¹⁾。

林間学校は、新聞社や赤十字会・白十字会等の団体が主催するものから個人的なものまで、極めて多様であり、休暇集落も単一の学校が自校の児童のみを対象として主催したものから、公的団体及び個人が任意の希望者を対象として主催したものまで、その種類はきわめて多く、それぞれの施設では林間学校と休暇集落の名称も厳密な使い分けがされていない。

従つて、本論では実際にその施設が名乗っていた名称を用いることにし、説明を付することによって内容の混同を避けることにしたい。

又、課外体育運動並びに課外スポーツと言う語や、休暇集落並びに校外学校と言う語なども、その引用した資料が用いている用語を尊重し、論議する場合にも、その主たる対象が用いている用語を使っている。従って、明らかな矛盾点がない場合には、全体的な用語の統一は行なっていない。それは、用語にこめられた本来的な意義が重要だとした判断からである。

尚、検証の対象とした資料が、集落を「聚落」として使用している場合には、煩雑さを避ける意味で、直接的な引用文以外の関連する部分でも「聚落」の文字を使用したが、実態は同一として理解している。

1918年（大正7年）、文部省普通学務局は1917年（大正6年）度の夏季体育施設について学校衛生官・北豊吉が各地を視察した復命書の一部を、「夏期休暇中ノ體育的施設ニ關スル意見」²²⁾として刊行した。小論では、以下にその概略を示すことによって、当時の課外体育活動が、いかなる教育的配慮の下に実施されていたかを明らかにしたいと思う。

「夏期休暇中ノ體育的施設」とは、夏季において特に実行すべきもの、或いは実行に便なるもののみを対象としたもので、この意見書は季節の如何にかかわらず年中実施できるものは除外してある。

これによれば、休暇聚落とは虛弱児童を集めて合理的に養護する目的をもって、歐米を中心として発達してきたが、次第に世運の発達に伴って健康者の養護をも含めて実施されるようになってきたものと性格づけられている²³⁾。

夏季体育的施設の利点としては、体育は日常的に必要なものではあるが、授業期間中にあっては、学科習得が優先するので、体育に十分な時間を取ることが出来ないこと、休暇中の生活が放縱遊惰に流れると全てに悪影響を及ぼすこと、夏期休暇中は自然に親しむのにもっとも適当な時期であり、体力増進に多大の効果をあげ得ること、などが列挙されている²⁴⁾。

以下にその前文の概略を示す²⁵⁾。

実施にあたっては対象者を明確にすることとして、次の三点の目的を挙げている。

1 虚弱者の健康回復をはかる。

2 健康者の心身を一層修養鍊磨する。

3 心身の鍊磨にあわせて特殊の技能を習得する。

この三点は、それぞれにそれに相応しい特殊な手段・方法・設備が必要であるから、これを混同してはならない。又、年令・性別・貧富等の条件を考慮に入れることが望ましいとして、それによって半聚落・全聚落・遍歴聚落等の、目的に適合した実施手段を選択すべきであると述べる²⁶⁾。

また、実施にあたっての最大の難関は経費の負担である。児童より徵収すれば比較的富裕な家庭の子弟以外には参加できない。しかるに実際にこれららの施設を切実に必要としているのは、経費の支出に耐えざる者達である。故にこれに当たるものは市町村の経費をもって支弁することに務め、赤十字社・婦人会・教育会・醫師会・衛生会・救済会・その他の公私諸団体の助力を仰ぎ、或いは個人の寄付等によって貧困者も共にその恩恵に浴し得るように努力しなければならないとも言う²⁷⁾。

そして、海浜聚落・水泳・林間聚落・山間聚落・温泉地聚落・登山遠足・朝起会等について詳細な実施上の留意点を述べるのである²⁸⁾。

特に、海浜聚落については、水泳の技術的練習は除外しており、該当年令を6・7歳以上、期間は三週間以上が望ましいが、二週間程度でも効果がないとは言えないとしている点に注目したい²⁹⁾。それは、現行の一般的な「海の学校」が、海洋における水泳技術の習得を主としたものに変化してきていることを如実に示す意味合いを含んでいるからである。

この意見書では、運動の程度を以下のような児童の身体的状態に照らして、これに該当する場合には、運動を制限しなければならないとしている³⁰⁾。

イ 涙拍数が運動後二十分を経過しても元に復さない。

ロ 顔色が蒼白となる。

ハ 夜間に精神的に不安定になり熟睡出来ない。

ニ 食欲が減退する。

ホ 体重の減少。

ヘ 活気がなくなる。

また、運動はその開始と終了を明確にすべきで、然らざる時はあるものは絶えず休憩し、あるものは絶えず運動するような結果となり、一定時中の運動総量が不均衡となる。更に、一定時中の運動総量が同一であっても、一時に過激な運動を行なうより、継続的に適度の運動を行なうことが身体の発育に有益である旨を述べている³¹⁾。

食事に関しては、所要の熱量が著しく増加するので、平時の1倍半以上の熱量を摂取出来るように心がけねばならないが、児童の個性によって摂取量に多少の差異があることは当然のことであり、児童の任意に任せることが肝要であるとしている³²⁾。

開催期間中並びに終了後の調査及び観察項目は次の通りである³³⁾。

イ 体重

ロ 身長・胸囲（体重測定の頻度は必要なし）

ハ 尿（蛋白）

ニ 血液（血色素及び血球数）

ホ 活動後の脈拍数・呼吸数及び疲労の状態と活動の継続時間

ヘ 一般医学検査

ト 飲食物摂取量の増減

チ 元気・機敏・剛毅等の性状の変化

リ 起床・就眠等の生活上の規律遵守の変化

ヌ 喜怒哀楽等の一般感情の変化

ル 他人に対する徳性の変化

ヲ 学習上の趣味成績

ワ 家庭における復習・予習・独立独行の性格

尚、林間聚落の実施にあたっても、上記海浜聚落と同様の極めて詳細な留意事項が述べられているのだが、本論の意図するところは、個々の事例を引用し紹介することではなく、その実施に当たっての基本的な目的に合致した施設の在り方を検証することを主眼としているので、以下は省略して次に進むことにしたい。

- 1) 内田 紘, 『明治期学制改革の研究』, 2-3頁, 中央公論事業出版, 昭和43年。
- 2) 教育史編纂会, 『明治以降教育制度発達史 第3巻』, 56頁, 教育資料調査会, 昭和39年。勅令第215号, 第1章, 第1条。
- 3) 前掲書。
- 4) 前掲書, 100頁。省令第11号, 第11条。
- 5) 前掲書, 常用漢字で表記。
- 6) 岸野雄三・竹之下休蔵, 明治第二期の体育, 『近代日本学校体育史』, 32頁, 日本書院セントラル, 昭和58年。
- 7) 教育史編纂会, 前掲書, 143-145頁。訓令第6号。
- 8) 日本学校保健会, 資料編, 『学校保健百年史』, 469-616頁, 第一法規出版株式会社, 昭和48年。
- 9) 教育史編纂会, 前掲書。
- 10) 教育史編纂会, 『明治以降教育制度発達史 第8巻』, 774-776頁。
- 11) 竹田和彦, 依然続いている体格の向上, 文部省大臣官房調査統計企画課編, 「教育と情報 第419号」, 26-27頁, 第一法規出版, 平成5年。
- 12) 寺田勇吉, 學生生徒健康上の状況, 日本體育會編, 『内外名家體育論集』, 47頁, 日本體育會, 明治35年。
- 13) 文部省, 休暇集落, 『特殊教育百年史』, 156頁, 東洋館出版社, 昭和53年。
- 14) 前掲書。
- 15) 前掲書。
- 16) 日本学校保健会, 前掲書。
- 17) 前掲書。
- 18) 真行寺朗生, 林間学校の起源, 『學校課外體育要義』, 490-492頁, 文教書院, 大正15年。
- 19) 前掲書。
- 20) 長田 新, 序, 亀島 晟・石原正明著, 『日本に於ける常設林間學校の實際』, 1頁, 新進堂, 大正13年。
- 21) 文部省普通学務局, 「夏季休暇中ノ體育の施設ニ関スル意見」, 3頁, 大正7年。
- 22) 前掲書, 1-46頁。
- 23) 前掲書, 3頁。
- 24) 前掲書, 1-2頁。
- 25) 前掲書, 2-3頁。
- 26) 前掲書, 3頁。
- 27) 前掲書, 4頁。
- 28) 前掲書, 5-46頁。

- 29) 前掲書, 15頁。
- 30) 前掲書, 16-18頁。
- 31) 前掲書, 18頁。
- 32) 前掲書, 22-24頁。
- 33) 前掲書, 28-31頁。

(三) 休暇集落の実施状況

文部省は、1918—1920年（大正7・8・9年）の三個年間において、夏期休暇中に施行された各種の休暇集落等の全国的規模の調査を行ない、その結果を『大正七、八、九三個年ニ於ケル全國夏季體育的施設¹⁾』として刊行した。尚、「施設」と言う語は「ある目的のために作った設備・建物と人及び活動」の意味で使われている。

調査項目は次の通りである²⁾。

1　名称

2　施計要項

目的　（健康児若くは薄弱児の健康増進、水泳練習等）

場所　（実施地名、海岸、林間等の別）

期間　（自何月何日至何月何日、自宅より通うものに対しては一日中の時間）

団員数　（総数、尋常科、高等科、中学等として各男女数）

指導監督者　（教員、水泳教師、医師、看護婦等の種別並人員）

経費　（分明なるものは大体の区分）

経費の出所

主催者

3　施設概況（設備、実施情況）

以下は、その調査結果の概略について述べるものである。

1　体育的施設數府県別比較³⁾

これによると実際に行なわれた数は1918年（大正7年）は771件で、全く

休暇集落の成立過程

行なわれなかつた県は、山梨・岩手・青森・秋田・高知・沖縄の六県であり、1919年（大正8年）は1379件、福井・高知・沖縄の三県で行なわれず、1920年（大正9年）は2132件で、全ての県で行なわれている。これは、この種施設の有効必要なことの理解が、全国に普及徹底した結果として理解してよいであろう。就中、虚弱児童のための施設がもっとも多いのは兵庫県であり、以下京都府・大阪府・東京府・新潟県・愛知県・静岡県・滋賀県・岐阜県・宮城県・富山県・石川県・福井県・岡山県・広島県・和歌山県などが、成績優良県として名が挙げられている。

2 体育的施設数種類別比較⁴⁾

夏季の体育的施設の大半は水泳と早起会である。ここでは登山・旅行・遠足・その他の項目を除いて提示してある。

	林間集落	林間半集落	臨海集落	臨海半集落	水泳	早起会
大正7年	9	37	71	18	325	123
大正8年	22	52	102	22	501	322
大正9年	31	82	74	18	566	535

各種目ともに順調に逐年増加の傾向をうかがうことが出来るが、学科の復習を主として設けられている夏季学校はその数を減じている。文部省はこれらの傾向を体育的価値が少ないからと断じている。又、早起会や水泳の増加は、経費を要せずに比較的簡単に実施できるからとしている。

3 体育的施設期間の比較⁵⁾

	1週以内	2週以内	3週以内	4週以内
大正7年	142	210	113	234
大正8年	314	336	148	391
大正9年	532	415	231	508

本表からは、期間の短いものが増えていることが判るが、次の体育的施設の経費出所調査で、経費不要とした項目が激増している事実と関連していることは明らかである。

4 体育的施設の経費出所調査⁶⁾

	大正 7 年	大正 8 年	大正 9 年
教 育 会	62	81	71
保 護 者 会	3	14	15
市 町 村	88	121	98
寄 付	49	70	80
学 校	116	116	155
校 友 会	81	126	110
自 弁	167	257	330
そ の 他	10	6	13
不 要	156	452	650

寄付金が逐年増加の傾向にあることは注目に値する。これらの試みが社会的に認められてきたことを示すと思われる。又、経費を要しないものが急激に増加していることに注目したい。

5 体育的施設の身体上に現われたる成績（平均増加量）⁷⁾

	7 日—10 日	11 日—15 日	16 日—21 日	22 日—40 日
身長 (cm)	0.5	0.5	0.8	1.1
体重 (kg)	0.54	0.50	0.93	0.56
胸囲 (cm)	1.0	0.8	1.3	1.0

夏期休暇中における体育的施設の数は逐年的に増加し、その内容も充実してきていることをこれらの指標は示している。勿論これらの数字は、性別・年令を考慮しない単なる平均値に過ぎないが、この種の活動において、常に身体上に現われた変化が報告されていることは、当時においては、児童の体格の優劣が社会的に重要な関心事であったことを示す好例と言いうことが出来よう。

早起会は、経費の負担もなく手軽に実施できる事もあって、全国的に盛んに行なわれるようになってきたが、それに伴って、計画・指導の不備による弊害も目立つようになってきた。睡眠不足と運動過多である。午前三

時半に神社に集合せしめて清掃を行なうなどの極端な事例や、学校まで自宅からの距離に関係なく駆け足にて集合させ、又駆け足にて帰宅させる等と言う事例も報告されている⁹⁾。

これらの事例の背景には、他との競争原理が働いていたものと考えられる。名称的にも「早起き競争」¹⁰⁾等といって、児童間の競争意識をあおるのみでなく、他の市町村学校との間の競争が試みられるなどの事例が報告されている¹⁰⁾。

休暇集落については、その経費の負担増が大きく、計画・指導についても経費を軽減する方向に簡略化されるなどして、安全や効果に対する配慮に欠けるものもあった。147名の児童に水泳を指導するのに際して、監督教員1名等と言う無謀とも言うべき事例が報告されている¹¹⁾。

又、宿泊場所選定に苦慮していたことが窺える¹²⁾。都会の学校は、海山に近い学校の協力を得て宿泊所としたり、寺院等の協力に依存するものが大半であり、旅館に宿泊することは極めて稀であった。

指導・監督についても、参加児童を体格優良児に厳選して虚弱児童を排除したり、二週間の宿泊生活で朝夕の散策だけが主たる活動であったりする事例が報告されている¹³⁾。

イ 経費については参加者の負担が主であり、それ以外に公費又は寄付金の占める割合が極めて少ないが、虚弱児童の大半が貧困家庭の子弟であることを考えると、負担の軽減を図ることを第一としなければならないとする¹⁴⁾こと。

ロ 健康児童と虚弱児童の混在は自然に虚弱児童に対して無理な活動を強いることになるすら、目的別に区別する必要があること¹⁵⁾。

ハ 水泳の指導に当たっては、女子を対象として計画されるものが極めて少ないので、これをもっと盛んにすること¹⁶⁾。

これ等の反省点は極めて妥当なものとして受けとることができる。

次に示すのは文部省によって模範的な施設として挙げられた京都市教育会婦人部の事例である¹⁷⁾。

名称 下鴨林間学校

主催 京都市教育会婦人部
期間 大正9年8月3日より大正9年8月23日まで3週間
場所 下鴨神社境内
収容児童 市内各小学校の尋常科第3学年以上の薄弱児童より200名を選抜
教育委員 16名
医師 校医2名
看護婦 1名
目的

体質の比較的薄弱な児童を収容して林間において保養するもので、所謂教授方面は重視せず、主として養護を目的とした。従って、なるべく長く林間に在らしめて新鮮な空気に浴させ、且つ児童の自由活動によって適当に運動を行なわしめ、精神的にも自由の境地において楽しく暮らさせ、潑剌たる生氣を養わしめ、養護と作業と娯楽について最も重点を置いた。

日課

日によって一定しない。林間学校は学校というよりはむしろ保養所というべきものであって、常に変化を与える、興味を持続し、嫌惡退屈を防ぎ、拘束を避けて、自由の境地に遊ばしめ、体質の改善を期するに在るのであるから、日課を一定にすることは出来ない。又、天候の加減によって変更しなければならない。標準的なものは以下の通りである。

8.00—8.30 朝会、参拝、体操、呼吸運動

8.30—10.00 日記記入、学科復習及び自由遊戯（個別の取り扱い）

学科の復習は市内40校より数名づつ集まっているため、これを逐一に系統的にすることは不可能である。そこで各担任は質問に答え個別的教授を行なった。低学年児童も相当真面目に復習に勤しみ、自学的態度を養うことが出来たことは大いに愉快である。

10.00 間食

10.00—10.30 講話

職員の講話は勿論のこと、諸名士・篤志の諸氏が日々児童のために有益な各種の講話を行ない、児童は多方面の知識を習得し、常識を養い、人格を修養出来たことは感謝に堪えない。

10.00—11.30 自由遊戯運動、手工、図画

児童をして作業せしむることは、特にこの種の学校の仕事としては重要である。さりながらこれには相当の設備と費用を要するので、残念ながら諸種の作業を課すことが出来なかつたので、写生と竹細工、染色等を主として行なつたが、たいへん愉快に作業できた。

11.30 午食

養護については教師と医師と常に提携して研究し実施した。児童肺活量

は二回、体重は三回にわたって測定した。昼食は児童の最も喜ぶところ、さながら十年の知己のごとく、互いに膝を突き合わせて嬉々として箸を執った。間食は二回給与したが、その材料の選択については児童の嗜好を調査し更に衛生を考慮して選択した。

- 1.30 食後休息、林間安眠
- 1.00— 2.00 冷水浴及びお伽話
- 2.00— 2.30 自由遊戯及び娯楽（唱歌・宝探し・手品・狂言・琵琶）
- 3.30— 温浴
自由遊戯及び娯楽（唱歌・宝探し・手品・狂言・琵琶）
- 4.30 自由散歩
- 4.00— 帰宅

結果の概観

体重は男子平均964g、女子平均971gの増加を示した。一般的に食欲少なく元気がなかったが、一週間が過ぎた頃から食欲進み活気壮んとなった。身体の休養保育によって内蔵諸器官の平衡的発育を促し、全般の活動力を盛んにできたことは、否定できないであろう。最初は講話の最中にも貧血を起こしたり、散策途中で息切れしたものが、一時間の散歩ににも堪え得るようになり血色も一般に良くなつた。精神的にも、あらゆる都市生活の刺激より逃れて、静寂なる林間に生活することによって、神経機能を強化し、自然に親しみこれを愛する心を養い、敬神崇祖の念を高め、各学校の学友に交じつて社交的団体的精神を養い、衛生上の思想を習得し、夏季家庭の陥りやすい種々の事情より超脱して規律攝生等相当の精神的修養をもなし得た¹⁸⁾。

1926年（大正15年）に刊行された「夏期ニ於ケル體育的施設ノ調査概況」¹⁹⁾と題した文部省大臣官房学校衛生課の資料では、また別の観点からの調査結果が示されている。

夏期体育的施設とは、主として夏季休暇を利用して、児童生徒の健康を増進する目的を以て、学校・市町村・公益団体等の事業として行なわれる各種の体育的施設であると定義され、近年著しくその数が増加し、且つ施設の内容も暫時改善されてきていると評価しているとともに、強壮者と虚弱者に対する施設を、次のように分けている。

強壮者対象

水泳練習・登山・旅行・遊戯・競技・武道・早起き・児童召集

虚弱者対象

林間聚落・臨海聚落・高原聚落・湖畔聚落・温泉聚落

この調査では、対象となる児童生徒の判別基準や教育措置は示されていないが、先に述べた1900年（明治33年）に文部省訓令第3号及び第4号として発令された「学生生徒身体検査規程」²⁰⁾による判別が基礎となっている。これはその後、1920年（大正9年）に文部省令第16号「学生生徒児童身体検査規程」²¹⁾として発育標準が定められたのは先に示した通りである。

次に示すのは経費に関する項目である²²⁾。

	総 経 費	一施設平均	施 設 数
大正10年	26,531円	263円	3,240箇所
大正11年	47,841円	253円	4,618箇所
大正12年	54,764円	226円	5,978箇所

総経費が年々増加することは、施設が普及したことを意味しており、一施設の経費が減じているのは、施設に参加する人員が減少していることを示している。勿論、この種の施設では、一施設にあまり多数の人員が参加しないことが望ましく、管理上並びに体育的效果の達成も期待できる筈である。つまり、この数字は喜ぶべき傾向を示していると判断できよう。

次に示すのは、兵庫県と岡山県の二県について、年度別・種類別の経費調査の結果を作表したものである²³⁾。

この施設に参加した児童の数は、三個年総計で35万人余、施設数は2373箇所、一施設当たり平均142人となっている。

つまり、虚弱児童に対する施設においては、貧困家庭の子女を含む場合が多いことを配慮して、参加児童生徒の経費負担を出来るかぎり少なくし、教育会、学校衛生会、校友会、赤十字社、保護者会等の補助並びに有志の寄付を募って、保護者の負担費用の軽減を図っていたことが判る。

初期の休暇集落は、必ずしも身体虚弱児及び病弱児を対象とした教育に限定されたものではなかった。日清・日露の両戦役を経て、国防を視野に入れた国民の体位向上が国家的な使命となった過程で、学校としての児童の健康対策を実施する必要から台頭してきたものである。

休暇集落の成立過程

(単位：円)

種類	大正10年			大正11年			大正12年		
	総計費	施設	対一施設経費	総計費	施設	対一施設経費	総計費	施設	対一施設経費
林間集落	4,142.42	15	276.16	3,096.58	20	154.83	5,975.00	19	367.11
臨海集落	3,145.87	9	349.54	8,897.39	33	269.62	12,369.79	59	209.66
水泳	17,592.59	43	409.13	14,483.95	76	190.58	15,784.65	91	17.35
高原温泉	936.00	9	104.00	2,531.26	13	195.40	17,377.76	19	91.46
登山	—	—	—	59.80	6	9.91	882.26	8	102.78
旅行遠足	64.96	2	32.48	225.20	3	75.05	394.00	2	197.00
武道	66.89	5	13.38	322.00	4	80.50	39.36	7	5.25
遊戯競技	226.41	8	28.30	622.50	15	41.49	307.50	16	19.23
庭球野球	89.50	2	44.80	35.50	3	11.83	796.55	6	132.75
早起き会	357.30	8	44.70	674.60	15	44.97	250.10	15	16.67
その他	—	—	—	3,103.00	1	3,103.00	—	—	—

やがて、学校保健における疾病予防を中心としたものから、都市における人口の集中化を起因とした伝染病、特に亡国病としての結核・トラコーマ等の発病防止を意図して、身体虚弱児に対する健康増進の教育施策が行なわれるようになり、その手段として休暇集落を取り上げるように変化してきたものと考えられる。そのためには経済的負担を出来得るかぎり少なくする必要があった。

しかしながら、外部の団体等に経費を依存する体制には限界があった。そこで経費のかからない、学校組織の形式をとらない、短期集約型の休暇集落に変容せざるを得なかつたものと思われる。

- 1) 文部大臣官房學校衛生課、「大正七、八、九三個年間ニ於ケル全國夏季體育的施設」、大正11年。この資料は文部省普通學務局長から各地方長官宛てに、學校衛生上の資料に供したいから、管下の學校・児童保護者会・教育会・赤十字社等、主催の如何に関わらず夏季休暇中の休暇集落・水泳・武道・競技・早起き・登山・遠走等、体育を主とした生徒児童の召集に対して報告を求め、結果を集計したもの。
- 2) 前掲書、凡例、2頁。
- 3) 前掲書、1-5頁。
- 4) 前掲書、5-7頁。

- 5) 前掲書, 7-11頁。
- 6) 前掲書, 11-12頁。
- 7) 前掲書, 15-22頁。
- 8) 前掲書, 23頁。
- 9) 前掲書, 23-24頁。
- 10) 前掲書, 24頁。
- 11) 前掲書, 25頁。
- 12) 前掲書, 25頁。
- 13) 前掲書。
- 14) 前掲書, 26頁。
- 15) 前掲書。
- 16) 前掲書。
- 17) 前掲書, 33-40頁。
- 18) 前掲書, 39-40頁。
- 19) 文部大臣官房學校衛生課, 「夏季ニ於ケル體育的施設ノ状況調査」, 大正15年。この資料によれば、夏季体育的施設とは夏季休暇を利用して児童生徒の健康増進を目的として、学校・市町村・公益団体等によって行なわれる各種の体育的な施設と定義し、この種の施設は、1854年にデンマークにおいて、ある学校の監督官が数名の虚弱児童を田園中の家庭に収容して、適宜な衛生的保護を与えて効果を挙げたことに発して、現今頗著なる発達を示してきたと述べ、我が国においても明治の末葉頃から行なわれ始め、当局においてもこの発達を大いに奨励した結果、今日の盛況に至っているとして、大正7年から12年に至る6個年の状況を整理したものを参考に供したいと記している。
- 20) 学生・生徒の身体検査を四月と十月に行なうことを定めたもので、学校医が身長・体重・胸囲・脊柱・体格・視力・眼疾・聴力・耳疾・歯牙・疾病について検査することを義務付けたものである。但し、学校医を置かない市町村立学校や私立小学校及び各種学校は対象外であった。人口五千未満の村立学校は学校医を置く必要がなかったから、これらはその義務からは除外されている。
- 21) 学生・生徒・児童の身体検査を、学校医を以て四月に行なうように義務付けたもので、発育(身長・体重・胸囲・概評)・栄養・脊柱・視力及び屈折状態・色神・眼疾・聴力・耳疾・歯牙・その他の疾病及び異常・監察の要否についての検査を要求している。この法令では、学校医がない場合でも他の医師をもって検査するように求められている。
- 22) 文部大臣官房學校衛生課, 「夏季ニ於ケル體育的施設ノ状況調査」, 14-15頁。
- 23) 前掲書。

(四) 寺田勇吉について

『学校保健百年史』¹⁾は、「わが国で、休暇集落の最初のものとしては、明治四十年に、東京市神田区の小児科医小原順之が参加して、私立精華小学校の児童を鎌倉で実施されたものとされており、その成績についても発表されている。しかし、この休暇集落は、身体虚弱者のみを選抜して行なわれたものではなかった」²⁾と述べる。

私立精華小学校は、1905年（明治38年）に寺田勇吉が湯本武比古等と共に、初等教育から中等教育までの女子の一貫教育を目指して、東京九段下に創設したものである。後、高等女学校までの学園として多くの子弟を世に送った。

寺田は、1854年（安政元年）江戸に生まれている。維新の際には、病弱の父に代わって彰義隊に入隊、後大学南校及び開成学校にてドイツ語及び鉱山学を学んだ。東京外国语学校校長兼文部省統計局御用掛等を経て、帝國大学予備門教諭、第一高等中学校教諭としてドイツ語を教えた³⁾。

1889年（明治22年）、久保田謙と共に欧米諸国に派遣され、主としてドイツの教育事情の調査に携わった。帰国後、第一高等学校教授兼文部省参事官となったのを始めとして、第十一議会以来、文部省所管政府委員として教員退職料の改正や府県視学官制度の設立等に関わった後、東京高等商業学校校長となった。引退した後、私立精華小学校を創設したのである⁴⁾。

この私立精華小学校の校舎は、体操練習所の模範体操場の跡地に造られたものであり、私立精華小学校を主宰すると同時に、日本体育会幹事・体操学校学監に就任していた寺田の好意で、私立精華小学校の授業が終了した二時以降には、体操学校女子部の校舎としても使用されていた⁵⁾。年史では体操学校女子部の牛が淵校舎として記されている⁶⁾。

『体育人名辞典』⁷⁾は、寺田を「明治20年代に学校における兵式体操を非難した人。彼は〈我邦諸学校ノ一大通弊〉として、当時、流行し始めた学校騒動の主たる原因として、兵式体操を取り上げた。すなわち兵式体操が形式化されて〈器械的ナ兵卒〉の管理になっているため、〈生徒ハ其規律ノ

煩瑣ナルニ堪ヘスシテ内心不平ヲ抱キ機ヲ得テ不平ヲ洩ラサントスルニ至ル」と、形骸化した当時の兵式体操を鋭く批判した。東京高商校長。」⁸⁾と記しているが、その原資料は披見できなかった。

「教育時論」には、寺田の女子教育や学校衛生に関する数多くの論考が掲載⁹⁾されているが、その初出は1891年（明治24年）であるから、ドイツの教育事情の調査から帰ってからのことである。

日本体育会と寺田の関係については、1900年（明治33年）から1911年（明治44年）まで日本体育会の会長であった加納久宣¹⁰⁾が幕府側の一員として鳥羽伏見の戦いに加わった後、大学南校でフランス語を学んだ経歴をもっていることなどに、若干の共通性を認めることができるもの、人的関連については詳しいことは判っていない。

又、1900年（明治33年）から1902年（明治35年）まで体操学校長を務めた吉村寅太郎が文部省の出身であり、当時はまだ経済的基盤が確立されておらず¹¹⁾、国庫補助を目指して文部省との間の関係の強化を図りたい日本体育会にとって¹²⁾、同じく文部官僚出身で体育的側面に关心を示していた寺田を、有力な支持者の一人とする意図があったとしても当然のことであろう。

寺田の名前が日本体育会の年史に出てくるのは、1899年（明治32年）、「文武叢誌」¹³⁾が改題して「體育」¹⁴⁾となったことに関連して、編集者の一人として登場するのが始めであり、1902年（明治35年）には役員として常議員の一人に名を連ねており、1912年（大正元年）から1915年（大正4年）までは体操学校校長代理（学監）を務めている。

このことに関して寺田は、「日本人に適する体操法を研究せよ」¹⁵⁾とする論考の中で次のように述べている。

「之れに就いて我輩は、豫てより明治十九年まで我が國に設けられてあった體育傳習所を再興して、完全なる體育研究所を造り、然して我が國人に適する體操法の研究を有すと同時に、優良なる體操科の教師を養成し度いと念ふて、以前文部省に在つた時代から今日に至るまで、隨分骨を折って見たが、未だに完全な體操學校が設立出来ない。で余は止むを得

ず、民間にて體操の研究をするようにし度いと云う考へから、明治三十二年に日本體育會へ國庫より補助金を出し、教員の養成と體操法の研究することに盡力し、三十六年まで文部省の會計課長として、體育會を監督し、又三十五年より同會の理事として、及ばずながら體育の為に力を盡して見たが、其の後國庫の補助も停止せらるることになり、従って體育會に於ても、十分に研究することが出来なくなつた。我輩は之を甚だ遺憾に思つて居る」¹⁶⁾。

国を挙げての富国強兵策を背景として、日本体育會が經營的に資金の調達を必要としていた結果、当然のこととして國庫補助の要請が生まれてきた。この経緯については『学校法人日本体育會百年史』¹⁷⁾に詳しく述べられているからここでは触れない。

1898年（明治31年）、貴族院において「体育獎励に関する建議案」¹⁸⁾の趣旨説明を行なったのは久保田謙である。久保田は体操遊戯取調委員会の設置¹⁹⁾に関わるなど、体育的政策に大きな影響力を發揮した文部大臣として周知のとおりであり、寺田は先に述べたごとくに久保田に随伴してドイツ教育事情の調査に携わっており、この間に久保田と同じく欧米諸国の影響を強力に受けたことは疑いの無いところである。それは二人の論調の共通性、つまり女子教育振興論や体格長大主義等からも容易に判断できることである。

その後にも、寺田勇吉は児童生徒の健康と発育に対して並々ならぬ関心を持ち続け、我が国の学校保健の分野において先駆的な業績を残している。その一つは、この章の冒頭で述べた精華小学校の休暇集落の試みである。

『日本病弱教育史』²⁰⁾は、寺田の試みを、1889年（明治22年）の三重県立師範学校の脚氣学童を対象とした林間学校実施の記録に次ぐ、我が国二番目の古い記録と位置付け、次のように伝えている。

「明治三十八年八月から四十年にかけて、神田区の小兒科医小原頼之の企画が機縁となり、神田区立立精華小学校の虚弱児を夏季、群馬県の妙義山麓及び神奈川県の鎌倉海岸に転地させ、身体的特別保育や団体養護などの教育を行なつた」²¹⁾。

以下は、このような事績を残した寺田の身体教育観の概略について、残された資料に従って若干の検討を加えたものであり、一か二かを検討するものではない。

寺田が高等商業学校校長であった1902年（明治35年）に発表した「学生生徒健康上の状況」²²⁾と題した論考は、寺田の身体教育観を概観する場合に、その立脚点を素描する有力な資料の一つと思われるので、ここを起点として順次に論議を進めることにしたい。

この論考は、日本体育会が編纂した『内外名家體育論集』²³⁾に掲載されているもので、寺田がもっとも得意とする分野の統計資料を駆使して、体操伝習所の再興を促して体操教員養成の方途について述べたもので、ドイツとわが国的小学生児童の体格の比較を通して学校衛生の現状分析を行なうことから始まる。

つまり、峰須賀文部大臣が施策した「學校清潔方法」²⁴⁾の発布によって、学校衛生上の施設するところは暫時完備してきたが、実際的な運用やその成績は極めて不良であり、その原因は多々考えられるが、特に教員の衛生上の不注意によるものが多いとして、次の点を挙げて、学校教育が単なる知識開発に努めるだけではなく、身体の発育にも配慮して円満なる人を養成すべきであると説く²⁵⁾。

- イ 近視者及び難聴者に関する配慮
- ロ 姿勢の矯正不足
- ハ 自宅課業の過度
- ニ 授業内容の高度化
- ホ 学科時間の配当不良
- ヘ 休業日の勉強過度
- ト 名詞の暗唱及び難文字の暗記
- チ 教科書の不適合
- リ 地図及び文字の遠距離望見
- ヌ 寒冷期の早朝登校
- ル 暖房の不備

- ヲ 知育過剰
- ワ 裁縫科の長時間正座
- カ 休憩時間の機械的な束縛
- ヨ 修学旅行時の運動過度
- タ 背のうの禁止
- レ 生徒の気質別による指導不足

寺田の教育観の根底には、例え、知識面において遅れをとることがあったとしても、それを取り返すことは可能であるが、身体的発育の過誤は取り返しがつかない、とする発育発達に関する考え方があった²⁶⁾。

従って、「身体の未だ成熟せざる以前に於ては概して理論的な教授を受けしめず殊に學校に就學せしむることなく日々隨意の嬉戯を為さしめ戸外の運動を奨励し務めて實物實際上の見聞を博さしめ然る後始めて學校風の教育を受けしめよ」²⁷⁾として、身体発育の十分でない児童に知育を強いる風潮を戒め、これらることは身体発育の阻害となるだけではなく、児童の将来的な全人的発展をも妨げることになるという寺田の主張は、極めて先駆的な卓見として評価できるであろう。

又、学齢未満の児童の就学に関して、市町村当局者に学制の趣旨を遵守してその弊風の跡を断つことが、児童の健康を保全する最も有効な方法であると述べていることは²⁸⁾、一般的に就学年令に達しない児童が数多く就学していた事実を示すものとして興味深い。

更に、中学校生徒については、高知県尋常中学を例証して、同校生徒100人中体質及び栄養良好なるもの31人、中等なるもの36人、扁桃腺肥大13人、体質及び栄養不良にして以後注意を要するもの20人と述べ、過度な学業への指向が原因とし、高等学校については、第一から第五までの高等学校生徒が疾病のために途中で学業を放棄せざる得なかつたものが1.2パーセント、疾病のため死亡したもの0.73パーセントの高きに至つていると述べている²⁹⁾。

帝国大学学生については、法科・医科・工科・文科・理科・農科のそれぞれの一年生と三年生との間で、体重・身長・握力・胸囲・肺活量の各項

目を比較し、三年生の測定値が身長を除いて何れも低下していることに言及し、その原因は学業のみに専念して、自身の健康に対して配慮の足らないことにあるとしている³⁰⁾。

師範学校生徒については、全国的に消化器病に悩むものが多く、その原因は飲食物が粗末なことにあるとしている。師範生徒の飲食は公費をもって賄うのであるので、その給付を低廉に押さえようとして、賄い方を請け負わせる制度そのものに欠陥があると言う。つまり、卒業後の教員給与が低いから、在学中から粗食に慣れさせると言う理由で、師範生徒の一人当たりの食料費が、賄い方の給料、材料費、入浴料等を合わせて36円に押さえられているが、せめてその最低額を陸軍下士官並みに増額すべきであると説く³¹⁾。

各種の女学校生徒については、男子生徒と比較すると格段に健康状態が不良であると言う。教室内において頭痛・目眩・腹痛等を訴える生徒が多く、休憩室を増築し、救急薬を準備しなければ授業が出来ない高等女学校もあると言う。それは、身体の発育不全に加えて学科の数が多く、教授法が不完全であり、教科書が不適当であることに原因があるとする。

これを例証するために、1895年（明治28年）の京都府高等女学校の12歳から18歳までの本科生と裁縫科生の身長・体重・胸囲・指極・肺活量・視力・脊柱湾曲の各項目を比較して、本科生優位は肺活量と脊柱湾曲のみであり、同校は医師を常時駐在させて学校衛生に意を用いることに極めて熱心であるにもかかわらず、このような結果になっているのは、裁縫科の学科課程が、肝要な体操科を欠いてはいるものの、修身・裁縫・国語・数学・家事・習字・音楽の七科目であり、本科生はこれに加えて英語・歴史・地理・理科・図画・体操・漢文を学ばなければならないことに原因があるとしている³²⁾。

そして、体育上最も効果的な体操が男子と同じ形式的手法で教授されていふことに触れ、「是れ果たして女子の身體に適せる方法なりや女子の性情に適せる方法なりや女子の服装に適せる方法なりや」³³⁾と疑問を呈するのである。

寺田は、女子に対して高等教育を授けることの必要性は認めるものの、高等教育を授けることによって、女子の健康を阻害することがあってはならない、とする基本的立場と共に、その害は現今社会の幸福を損なうのみならず、後世子孫への影響が大きいとする立場をも強調し、女子の特性に応じた女子教育の必要を力説する³⁴⁾。

更に、軍隊におけるわが国と諸外国の兵士との体格差にふれ、富國強兵の観点から、民族・遺伝・個人・家庭・学校・公衆等の衛生上に起因する内外兵士の体格差を縮めることが緊急の要務であり、そのための国民体育振興の必要を説くのである³⁵⁾。

寺田の国民体育振興策の基本は、体操及び遊戯の改良奨励である。

「體操は學校體育の目的に最も能く適中せる方法にして其實行宜しきを得は身體の健康を増進し體格の完全を助長せしむるの効あるは之を歐米諸國の實驗に徴して復た疑ふへからず」³⁶⁾ と述べると共に、「我邦今日の體操は未だ大に其功を奏せざる所以のものは畢竟方法の其宜しきを得ざると教師其人に乏しきの致す所なり」³⁷⁾ と言う。

つまり、体操練習の場所が狭く、空気は不潔で、活発に活動し新鮮な空気を呼吸することが出来ず、練習時間が短くて十分に出来ないことは改善の余地があるが、体操練習の方法が適切でないことは体操教員が少ないことに原因があり、それは体操教員養成の機関が備わっていないことに起因すると言うのである。

これは体操術の伝習を目的として1878年（明治11年）に創設された体操伝習所が、1885年（明治18年）に至って経費節減を理由に東京高等師範学校に吸収合併され、1886年（明治19年）にはこれを廃して体操専修科を設置したものの、生徒を募集すること僅か一回にして、1887年（明治20年）、その卒業と共に廃止になったことに対する批判的な立場を明らかにしたものと考えられる。

体操教師に対する寺田の不満は、技術至上主義に傾いた指導方法に対して集約的に示されている。体操を演技させてその技術の巧拙を評価の対象とすることが体操科の目的となっている現実に、「技術は體育の目的を達

成するための手段に過ぎぬではないか」³⁸⁾ と警鐘を鳴らし、「體操傳習所を再興して體操教員を養成すると共に専門の體操家を歐米諸國に派遣して體操の學理及び技術を研究せしめ以て大に我が邦體操術の改良進歩に資せんこと亦今日の必要なるへし」³⁹⁾ と言う。

更に、「擊劍の身体上及び精神上に偉功を呈するは維新以前の武士教育の経験に徴して明かなれば之を學校生徒に課すへし」⁴⁰⁾ とする論にも疑問を呈する。學校体育の一法として採用するには講究すべき問題が多く、特に小学生徒に対しては慎重に配慮しなければならないと述べる。特に文部省が學校衛生顧問に諮詢して、「擊劍は體操術として之を課すへからず然れども一の遊戯として満十五年以上の生徒に之を採用することを得る」⁴¹⁾ とした答申が提出されたことに対して、「學校衛生顧問會の決議にして詳に生理上衛生上の利害を證明せられざるか如きは最も遺憾とする所なり」⁴²⁾ と述べ、精神鍛錬上に及ぼす効果については心理学的に教育家が研究すべき問題であって、その利害については独り医学的側面だけではなく、心理学的問題として講究すべきだと述べるのである⁴³⁾。

寺田は、体操と並んで児童及び少年の健康増進に欠くべからざるものとして遊戯をあげているが、その利点は老若男女を問わず、人数の多寡を問わず、場所を問わず、常に随意に行なえることにあるとする。ただし、ここで言う遊戯とは、広い意味でのスポーツ活動全般を意味していることに留意する必要がある。

心すべきはその行ない方で、児童の意志に反して遊戯を強いることがあってはならず、児童が自らその遊戯を選択できるように仕向けることが上策と説く。然し、その際にも実行上の監督を厳しくして、挙動が粗暴に流れ、危険性が増大したり、秩序が紊乱することがないように指導しなければならないと言う。特に、學校の休憩時間に教師がその指導の機会を失っている事実を指摘し⁴⁴⁾、次のような要件数則を掲げている⁴⁵⁾。

イ 遊戯は児童の健康を増進し精神を暢發するの目的を有するものたる
へし

ロ 遊戯の種類は児童をして之を選擇せしむへし

- ハ 遊戯は児童の意志に反して之を強くすべからず
- ニ 遊戯は同一の種類を長時間繼續すべからず
- ホ 教師は嚴重に遊戯規則を執行すべし
- ヘ 教師は遊戯規則の範囲内に於いて各兒の自由を保護すべし
- ト 教師は児童の群に入りて遊戯を共にすべし

寺田は、かつて歐米諸国の学事視察を行なった際、スポーツ活動と青少年の体格との間に極めて密接な関連があることを痛感し、わが国の諸学校においても適当な遊戯を採用して体育の完全を図ることが緊急の要務であると述べ⁴⁶⁾、特に英國においては「男女老若を問はず、貴賤貧富を別たず」⁴⁷⁾ 国民挙げて遊戯を日常欠くべからざる課業としており、これは「身體の健康を増進するのみならず大に精神を鋭くし、意志を強くし紀律を重せしめ悟性を熟せしむるの効あり」⁴⁸⁾ として、「英人の企業心に富み實行に勇み能く不撓不屈の精神を有するは全く同國教育の方法殊に體育の方法其宜きを得たるの結果」⁴⁹⁾ であるとも述べて、方法的にはクリケットやローランテニスが傑出しているから、「體操を改良し遊戯を奨励し國民の體育上廣闊なる遊技場を供すること英國の如く、豊富なる遊戯時間を与ふること英國の如く國民の體操及び遊戯を視ること英人の如く」⁵⁰⁾ にならなければならないと説く。

1910年（明治43年）、日本体育会は『現代之諸名家體育論』⁵¹⁾ を刊行した。寺田はその序言と論説及び講演を担当している。

序言において寺田は、國家発展の根本的問題は國民の体格を改良することであるにも関わらず、徵兵検査の成績を仔細に検討すると吾人の体格は年々悪化の傾向にあることが判明する。これは殖産興業の点のみならず、国防上からみても等閑に出来ないことである。然るに、一の官立体操学校の設置もなく、体育研究所も置かず、体操教員の養成は私立団体である日本体育会に全面的に依存しているにも関わらず、有効な国家的保護を与えていないと憂いを述べる⁵²⁾。

更に、その論説では「女子と體育」⁵³⁾ と題して、「精華學校長」としての立場から、体育は男子よりも女子に奨励すべしとして、以下のよう論旨

を開拓する⁵⁴⁾。

まず、男女の体質的優劣の比較は極めて難事であるとした前提で、20歳から40歳までの男女の死亡率比較で、わが国では男子1に対して女子1.2であるが、欧米では男子1に対して女子1.02であり、その彼我の懸隔は妊娠及び出産時の危険性を考慮しても、あまりにも大きく、体質虚弱に起因する可能性が高い。わが国の死産児は年間15万人に達し、出産児100人中9人の割合で、欧米の100人中2乃至5人と比較してあまりにも高率であり、その原因は日常生活の不愉快さに在るとして、女子体育の改良・奨励・励行がわが国の当面する最大の課題であるとしている。

同書には、寺田の「日本體育會理事」としての立場からの、「邦人の體格」⁵⁵⁾と題する大阪における講演の筆記録も掲載されている。

寺田は、わが国民の体格の劣等は徳川幕府時代の鎖国政策に起因すると考えている。つまり、鎖国によって他国と競争することがなくなったため、国民の進取の気性が消滅してしまい、諸藩は自領を保全するためには、徳川幕府に敵対しないことを明らかにする必要があったから、文民統制策を打ち出して柔弱な態を示さざるを得なかったこと、更に加えて、三百有余の諸侯は各相割拠して他領の人との交わりを避けてきたこと、甚だしい場合には、同一村内における結婚しか認めない政策がとられたために、狭い地域内の血族結婚による精神的・身体的弊害が多く発生し、その結果が、現在の国民統計による体格指標値の低下として表れていると言うのである⁵⁶⁾。

同時に、海外視察の体験から、わが国民は労力的にも精神的にも疲労が早く、集中力に欠ける部分のあることを指摘しており、これらの主たる原因是、身体発育に肝要な小・中学の時期に、身体の十分な発達・成長が図られていないこと、「終身體育」の考え方が普及していないこと等、わが国の教育方法に欠陥があることに帰結すると言うのが寺田の主張である⁵⁷⁾。

この国民的な体力不足の問題は、寺田のもう一つの主張であるドイツ型の実業補習学校の隆盛を妨げているとも言う⁵⁸⁾。

ドイツ型の実業補習学校は市町村単位で、規模の小さい、従ってあまり

経費のかからないものが理想とされ、その教師は小学校の教師が兼任することが想定されている。つまり、昼間は小学校で教鞭を執り、夕刻から再度登校して授業を行なうのであるから、給与は少なくて良い。従って経費の節減になると言う理屈である⁵⁹⁾。

然しながら、これは当初想定した程の効果が得られていないと述べ、その理由として、教員が欠席しがちであること、授業に熱意がこもっていないことの二点が挙げられている。これはわが国の日常的な夕食の採り方及び晩酌に問題があり、そのために教師が心身共に疲労し、良好な結果を修めることが出来ないのだと指摘している⁶⁰⁾。

「彼の獨逸・英國・瑞典が今日の富強をいたした本といふものは體育を重じた結果」⁶¹⁾であり、知育偏重に傾きがちな公教育の基本は、健康を意識した体育に置かなければならぬとする寺田の主張は、以上のごとき論拠に因っているのである。

その思考は、官立の体操学校を再興し、体操教師の待遇を改善し、国民全般の体育を改善する方向に発展すると同時に、「將來の人民の幸福は健康なる母の腹に藏す」⁶²⁾と言う理念の実現に向かうのであるが、それは同時に、衣服・住居・食物など社会風俗の改革をも指向して行くのである。

- 1) 日本学校保健会編、前掲書。
- 2) 前掲書、77頁。
- 3) 斎木織三郎編、『明治聖代教育家銘鑑 第一編 て之部』、教育實成會、明治45年。
- 4) 前掲書。
- 5) 学校法人日本体育会日本体育大学八十年史編纂委員会編、『学校法人日本体育会日本体育大学八十年史』、525頁。
- 6) 前掲書。
- 7) 佐藤友久・石橋武彦編著、新体育学講座 第54巻、『体育人名辞典』、逍遙書院、昭和45年。
- 8) 前掲書、151頁。
- 9) 「教育時論」に掲載されている寺田の論考を、明治24年から大正2年迄に限って年代順に記すれば以下の通りである。217-220号、独逸國ノ學校。236号、口述筆記法ニ就テ。237号、試験ノ採点法ニ付キテ。250号、小学校ノ暖

房法ニ就キテ敢テ大方教育家ノ高案ヲ煩ス。252-253号，育児論。271-273号，普國ノ小学校ニ対スル國庫支出金ノ状況。300号，小学校ノ夏期休業ニ就キ。351-352号，教育家ノ注目スヘキ事項。377号，教育上大ニ天然ヲ利用シ動植物保護ノ必要ヲ論ス。379号，歯ノ養生。384号，聾啞ノ原因。394号，小学校女生徒健康ノ有様。400号，聾啞教育論。404-405号，普國師範学校ノ状況。453号，全国聯合教育会討議問題決議ノ批判。460号，仏國普通教育ノ改良進歩ニ就キ。489号，戸山文学博士ノ新著英語教育法ニ就キ。489号，通俗図書館ヲ村落ニ設置スルノ必要。499号，柏林市普通教育ノ概況。522号，学園設置ノ急務。531-532号，工業教育振作ノ必要ヲ論ス。553-554号，作年末ニ於ケルドイツ帝国教育ノ状況。606号，東京市ノ学校統一ヲ論ス。746号，戦後ノ経営。791号，女子教育意見。803号，女子ト体育。958号，女子体育ノ心得。962号，学校衛生ノ改善。1000号，国民体格改良法研究ノ急務。

- 10) 学校法人日本体育会日本体育大学八十年史編纂委員会編，前掲書，220-222頁。
- 11) 前掲書，38-42頁。
- 12) 前掲書，167-181頁。
- 13) 前掲書，156-158頁。
- 14) 前掲書。
- 15) 寺田勇吉，日本人に適する體操法を研究せよ，體育研究編輯部編，「體育研究資料」，26-27頁，大正9年，健康堂。
- 16) 前掲書。
- 17) 学校法人日本体育会日本体育大学八十年史編纂委員会編，前掲書，167-181頁。
- 18) 「教育時論 第473号」，20-21頁，明治31年。
- 19) 付録 體操遊戲取調報告，「教育時論 第748号」，明治39年。
- 20) 全国病弱虚弱教育研究連盟病弱教育史研究委員会編，『日本病弱教育史』，平成2年，日本病弱教育史研究会。
- 21) 前掲書，236頁。
- 22) 寺田勇吉，學生生徒健康上の状況，日本體育會編，『内外名家體育論集』，45-84頁，明治35年，日本體育會。当書は日本體育會機關誌の「文武叢誌」及び「體育」に掲載された論考を抜粋したもので，論説の執筆者は，片山潛，高島平三郎，丸山正彦，小室重弘，三島通良，平尾信寿である。
- 23) 前掲書。
- 24) 訓令第1号，學校清潔方法，明治30年，『明治以降教育制度発達史』，前掲書，746-748頁。
- 25) 寺田勇吉，學生生徒健康上の状況，前掲書，46-48頁。
- 26) 前掲書，50-51頁。

- 27) 前掲書。
- 28) 前掲書, 51頁。
- 29) 前掲書, 52-53頁。
- 30) 前掲書, 53-56頁。
- 31) 前掲書, 59頁。
- 32) 前掲書, 61-68頁。
- 33) 前掲書。
- 34) 前掲書。
- 35) 前掲書, 71-73頁。
- 36) 前掲書, 73-74頁。
- 37) 前掲書, 74頁。
- 38) 前掲書, 75頁。
- 39) 前掲書, 77頁。
- 40) 前掲書。
- 41) 前掲書, 78頁。
- 42) 前掲書。
- 43) 前掲書。
- 44) 前掲書, 80頁。
- 45) 前掲書, 80-81頁。
- 46) 前掲書, 81頁。
- 47) 前掲書。
- 48) 前掲書, 82頁。
- 49) 前掲書。
- 50) 前掲書, 83頁。
- 51) 日本體育會編, 『現代之諸名家體育論 附新撰遊戲法』, 明治43年, 日本體育會。当書の論説執筆者は, 高橋平三郎, 伊藤千八郎, 奥原政治郎, 金子浜太郎, 井上八郎, 飯塚正一, 横山敏太郎, 志鷹憲次, 児玉猪久馬, 津江清太, 宮田暢, 大河原鹿五郎, 高橋衛吉, 伊東僕太である。
- 52) 寺田勇吉, 序, 前掲書, 1-3頁。
- 53) 寺田勇吉, 第一編 論説, 女子と體育, 前掲書, 1-5頁。
- 54) 前掲書, 2-3頁。
- 55) 寺田勇吉, 第三編 講演, 邦人の體格, 前掲書, 313-361頁。
- 56) 前掲書, 315-316頁。
- 57) 前掲書, 324-328頁。
- 58) 前掲書, 330頁。
- 59) 前掲書, 330-331頁。
- 60) 前掲書, 331-332頁。

- 61) 前掲書, 341頁。
- 62) 前掲書, 346頁。

(五) 結語

1926年（大正15年），真行寺朗生は『學校課外體育要義¹⁾なる一書を著した。改正学校体操教授要目が公布された年のことである。

この書は，理想的な体育科教育を全うするためには，正教科として定められた諸運動を徹底的に実行すると共に，その不足を補填するためには，課外における諸種の「体育的施設事項」をも考究し実行しなければならないとする問題意識に立って，全国で行なわれている実際例を検証し，正教科時と課外時の体育が渾然統合されて，初めて理想的な学校体育の達成が期待できるとする立場から，体育関係者が課外施設の体育的事業を実施するにあたっての参考資料を提供することを狙いとして書かれたものである²⁾。

その背景には，わが国の児童生徒の健康状態に関しての憂慮すべき危機感が，真行寺朗生のみならず体育関係者の多くに兆しており，それらが自由主義教育への展開と相俟って，形骸化した体育科教育への不満とともに，新しい理念に基づく体育科教育が模索されていたことが挙げられよう。

具体的には，正教科時に規定される体育の時間数が一週間に三時間であること，加えて不完全な設備のために，雨天時等には極めて簡単に他の教科の学習と振り替えられたり，入学試験のための変則的な準備教育のために犠牲にされる，あるいは軍事教練実施のために正課体育の時間数を減縮させる等の，体育科教育の現状認識をふまえての学校体育論議が，この「學校課外體育の必要性」の激しい主張の背後に存在したことは間違いないの事実である³⁾。

真行寺朗生は，この時代的背景を，学習本位の教育思潮から，個性尊重の教育思潮への転換期として認識しており，独り体育科教育界の趨勢が，「旧套を墨守して画一的・他動的・威圧的な教育内容を実施している」とする現状認識に立って，これらを自律的に改革しなければならないとする

立場を明らかにしているのである⁴⁾。

画一は個の特性を無視し、他動は個の自由を奪い、威圧は徒に反感・嫌悪の情を買うのみであって何ら得るところがない、号令一下に児童生徒を規律的に命令的に運動せしめるることは、他動的・束縛的に運動を強制するものであり、その場合、児童生徒は義務的に運動し盲従的に活動するから、興味も湧かず快感もなく無味乾燥にして魂いらずの木偶の運動に成り下がるとするのが、日頃からの真行寺朗生の主張するところである⁵⁾。

従って、理想的な体育科教育を志す場合には、知らず識らずのうちに身体を修練することの出来る体育的活動の機会を創るべきであり、それは、修学旅行・遠足・水泳・登山・野外演習・校外教授・運動会・柔道・剣道・スキー・林間学校（休暇聚落）等の、体育にもっとも関連のある課外活動を、体育的視点から観察し、考案し、組織して、学校における体育科教育の目的の達成を図る必要があると結論するのである⁶⁾。

小論は、真行寺朗生の『學校課外體育要義』に示された林間学校（休暇聚落）の実際を起点として、その周辺に生起した様々な体育的な事象を論議の対象としてきた。従って、当然のことながらその視点は、主として明治・大正期を時代的区分の中心として捉えており、その沿革や実施状況についても、欧米の先進諸国と肩を並べるために全ての面で近代化を急いだ大正期の時代的背景との関わりの中で論議を進めてきた。

また、真行寺朗生と同じく日本体育会にあって、女子に対する体育科教育の必要性を強く主張し、後には精華小学校（女学校）を創設して、課外体育に先駆的な業績を残した寺田勇吉の体育観についても若干の検討を加えた。

寺田の体育観の根底には、後に文部大臣となった久保田謙の通訳官として、ドイツの教育事情を視察した際の体験が、強力に影響を及ぼしていたものと考えられ、久保田と寺田の体育科教育に関する主張には、共通の基盤としてのそれらを読み取ることができる。

久保田は、学制実施の最初から教育令・学校令の制定整備に至まで、一貫して文部行政に携わっており、大正期における学制改革運動に重要な役

割を果たし、日本女子大学の設立を援助するなど、女子高等教育の促進についても意を用いたことは周知の通りであるが、体育・衛生に関しても並々ならぬ関心を抱いていた。

1902年（明治35年）、日本体育会は『内外名家體育論集』⁷⁾を刊行した。この中には、日本体育会女子部講演会において久保田が行なった、「女子の體育」⁸⁾と題する講演の筆記録が収録されている。

それは女子の体育が盛んにならなければ、日本国民の体育が盛んにならなければ言えないとする立場から、特に中流家庭以上の女子について、健康・体力に欠ける部分があることに憂慮の念を表明し、生涯にわたっての戸外運動の必要を提唱しているのである⁹⁾。

その中で、「男女貴賤貧富の別なく總て我國の國民として人の一生涯、生れてより死ぬるまで、又年中毎日實行を爲して行く所の體育と云ふ事を盛んに仕たいと云ふ事が私の希望があるので、體育會の大切な目的も其處に在るのであろうと思う」¹⁰⁾と述べ、身体を規則正しく毎日動かすことを行なうように勧め、その方法としては身分や気候によって違いはあるが、乗馬・自転車・ボート・テニス・鞠つき・羽つき・海水浴・スケート・散歩など、日々好い空気に触れることができ健康上極めて有益であるとしている¹¹⁾。

加えて、戸外運動や遊戯は個人的な活動ではなく、地域としての集まりに発展させることが必要で、競馬やボートレースの見物を含めて、女子が積極的に参加しなければならないと説くのである¹²⁾。

然しながら、久保田や寺田の主たる関心は、わが國民の体格的な劣等意識を背景として、その改良策の実現に向かって傾斜していた。欧米諸国との体格差を問題視し、その改善策を急ぐあまり、科学的立場からは乖離した論議がなされることもあったことは事実であり、特に統計的な数字を引用しての論証の信頼性は極めて希薄である¹³⁾。

これに対して、石黒忠應等は、彼我の体格差を問題視するあまりに、その改革を唯一の目的とする長大主義の体育論には真っ向から対決する姿勢を打ち出して、いわゆる強健主義を主張していた¹⁴⁾。

つまり、骨格の長大は必ずしも身体の強健を意味するものではない。又、強健の副産物としての長大は五年や十年の短期間に成果をあげることは出来ないが、身体を強固にすることは、体育を盛んにすることによって、一個月は一個月、一年は一年なりの、成果を得ることが出来る。骨格の短小は人種的な由縁によるもので、長大な骨格を有する他民族と競争するには、より強固な身体を構築する以外に方法がないと述べる¹⁵⁾。

この両者の立場の相違を現代的視点から考察したときには、その優劣は自ずから明らかである。然し、久保田や寺田の主張が、体格的劣等を是正する目的に向かって傾斜し過ぎていたとしても、その結果が、富国強兵・良妻賢母主義の時代的背景を基盤として、課外体育の振興を惹起する素因を形成した事実は評価しなければならないだろう。

従って、本稿では、その周辺を包括的に論議の対象として、その先駆的な業績がどのような体育観によって生起されたかを含めて、若干の資料を基にして検討したものである。

1913年（大正2年）に制定された学校体操教授要目では、明らかに体操を過重視し、遊戯に類するものが軽視されており、ここに体操科教授が技術至上主義や形式主義に偏する素因があった。1926年（大正15年）の改正学校体操教授要目では、この反省に立って大幅に遊戯及び競技を教材として採択して、競技精神の涵養に努めたのであるが、課外体育運動に対する実際的な配慮までには及んでいなかった。

1936年（昭和11年）、文部省令第5号並びに訓令第18号によって、学校体操教授要目が改正され、課外体育運動重視の方向が示された。即ち、「體操科教授時間外に於て行なふ諸運動に就いては、十分なる計画の下に実施せしめ其指導監督に留意するを要す」とし、「體操科に於ては體育運動の必要を自覚せしめ不斷に之を行ふの習慣を養成せすることを要す」と述べ、「體操科教授時間外に於て行ふ諸運動」として各種の運動競技を示しており、正課時間以外の体育活動に注意を払うべき旨を強調していると同時に、「身体の健全なる発達を期し、人格を陶冶するに於いて遺憾なきを期せらるべし」として、技術至上主義を排し人物養成に主眼を置くように

なったが、これは別稿にて改めて論議する予定である。

又、本稿では比較的に具体的な実施に關わる資料が残存している林間学校及び臨海学校を特定して論議の対象としてきたが、当然その他の領域、つまり課外体育活動全般にも論議の対象を広げなければならないだろう。然し、対象が余りにも大きく広い。依ってこれらに関する論議は稿を改めることにして、一旦本稿を終わる。

- 1) 真行寺朗生、『學校課外體育要義』、大正15年、文教書院。
- 2) 前掲書、1-8頁。
- 3) 前掲書、1頁。
- 4) 前掲書、2頁。
- 5) 前掲書、2-3頁。
- 6) 前掲書、4-6頁。
- 7) 日本體育會、『内外名家體育論集』、前掲書。
- 8) 久保田 謙、女子の體育、前掲書、311-325頁。
- 9) 前掲書、313-316頁。
- 10) 前掲書、317頁。
- 11) 前掲書、318-320頁。
- 12) 前掲書。
- 13) 邦人の體格（現代の諸名家體育論所収）と題した寺田の講演筆記録は、体格指標を引用して彼我の体格を比較した講演であるが、体重や身長が年々減少する傾向を比喩して、極めて漫談的である。
- 14) 石黒忠應、體育の目的に就て、日本體育會、『現代の諸名家體育論』、361-364頁。日本体育会記者に対して談話したものの記録である。
- 15) 前掲書。

〔付記〕 本稿は成城大学特別研究助成金による成果の一部である。